

令和5年度決算における健全化判断比率等の算定結果について(概略版)

令和6年10月
藤井寺市総務部
行財政管理課

地方財政健全化法に基づき、藤井寺市の一般会計だけでなく、特別会計(公営企業を含む)や第3セクターを含めた財政の健全性に関する指標(健全化判断比率)、公営企業ごとの経営の健全性に関する指標(資金不足比率)を公表します。

平成20年度決算から、財政の悪化により指標が一定の数値を超過した場合には、早期健全化団体(自主的な財政健全化段階、イエローカード)、さらに悪化した場合には財政再生団体(国等の関与による財政再生段階、レッドカード)の適用を受ける事になります。

藤井寺市の令和5年度決算では、全ての指標において基準を下回りました。今後も行財政改革を行い、自主的・自立的な財政運営を確保できるよう努めていきます。

1.健全化判断比率

令和5年度決算に基づく比率は下記の通りです。いずれも早期健全化基準を下回っています。

(単位：%)

財政指標	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.78	20.00
連結実質赤字比率	—	17.78	30.00
実質公債費比率(3ヶ年平均)	3.2	25.0	35.0
将来負担比率	43.0	350.0	

2.資金不足比率

令和5年度決算に基づく資金不足比率は下記の通りです。いずれも経営健全化基準を下回っています。

(単位：%)

公営企業会計区分	令和5年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	0.50	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0

※病院事業会計における資金不足比率の発生は事業終了に伴う影響です。